

トルコは共和国建国以来、西側との関係の深化をめざしてきた。この傾向は、第二次世界大戦後の冷戦期とくに強まった。トルコは西側にとって地政学上、ソ連に対峙する「最前線国」であった。西側は、トルコを自陣に繋ぎ止めようとしたし、トルコはその機会を利用した。そして、米国のトルーマン・ドクトリンに基づく軍事援助（1947年調印）と経済援助（マーシャル援助）を受けた（1948年調印）。OEEC（1948年；後にOECD）、欧州会議（1949年）、NATO（1952年）に加盟したのに続き、EUの前身であるEECに1964年に準加盟したのである。しかしEEC準加盟からEU加盟交渉開始の2005年10月まで約40年もかかっている（表1）。

### 加盟交渉開始までの長い道のり

加盟申請がここまで遅れた原因は当初はト

ルコの側にあった。トルコは1974年のキプロス侵攻後にギリシャとの関係が悪化すると、ギリシャを支持するECとの距離を広げた。ギリシャが1979年にEC加盟協定を締結する

表1 トルコの対欧州連合関係年表

1959.11.9	欧州経済共同体（EEC）閣僚理事会がトルコの準加盟申請を受理。
1963.9.12	トルコのEEC準加盟協定（アンカラ協定）締結。
1964.12.1	アンカラ協定発効。
1970.11.13	関税同盟計画を定めたアンカラ協定追加議定書締結。
1973.1.1	アンカラ協定追加議定書発効。
1982.1.22	トルコの1980年9月12日の軍事クーデターを理由に、欧州共同体（EC）が対トルコ関係凍結を決定。
1986.9.16	トルコ・EC合同委員会の開催により、トルコEC関係再開。
1987.4.14	トルコがECへの加盟を申請。
1989.12.18	トルコの加盟申請に対しECが、1992年のEC共同市場成立以前に新加盟国を受け入れられないこと、トルコの政治経済社会的発展が必要であるとの見解を表明。
1995.3.6	トルコ・EU合同委員会が関税同盟締結を決定。
1995.12.13	欧州議会が関税同盟を承認。
1996.1.1	関税同盟発効。工業製品と農産加工品を対象。
1997.12.12～13	ルクセンブルク欧州理事会が、トルコが加盟国となる資格を持つことを確認。
1999.12.11～12	ヘルシンキ欧州理事会が、トルコを加盟候補国と宣言。
2001.3.8	欧州理事会が、EU・トルコ加盟準備協定を採択。
2002.12.12～13	コペンハーゲン欧州理事会が、トルコの加盟交渉開始の可否とその時期を2004年12月の欧州理事会で提示することを決議。
2004.12.16～17	ブリュッセル欧州理事会が、トルコの加盟交渉開始時期を2005年10月3日と決定。
2005.7.29	EU新規加盟10か国に関するアンカラ協定追加議定書にトルコが署名 <sup>a</sup> 。
2005.10.3	トルコのEU加盟交渉開始。

注）<sup>a</sup>：トルコは同時に、これがキプロス共和国の承認を意味しないことを宣言した。これに対しEUは2005年9月21日、トルコの宣言が一方的なものであり、議定書とは関係ないことを宣言した。出典）間 寧「トルコのEU加盟交渉開始」『現代の中東』No.40、2006年1月、12ページ、表1に筆者加筆（原出所：トルコ政府欧州連合事務局ホームページ（www.abgs.gov.tr）より筆者作成）。

と（加盟は1981年）、トルコもEC加盟申請意思を1980年に入って表明したが、同年9月にトルコで軍事クーデタが起きると、ECはトルコにおける民主主義の不在を理由に対トルコ関係を凍結した。

その凍結が解除されたのは、1983年の文民移管から3年後の1986年である。1987年に正式加盟を申請したものの、ECは1989年、人権問題などを理由にトルコの加盟は時期尚早と回答している。その後、中・東欧諸国が民主化すると、EUはこれら諸国に新規加盟での優先順位を与えた。トルコのEU加盟は1993年以降の拡大EUの最後尾に位置づけられたのである。

拡大EUではコペンハーゲン規準という統一的な加盟基準が設けられた。民主主義、市場経済、EU法遵守の誓約という3つの条件が満たされれば加盟交渉が認められるというものである。トルコはこの基準を満たすためにとくに2001年以降の憲法・法改正により、政治活動の自由、個人・少数派の権利の拡大、文民統制の確保などで、トルコとしてはそれまでで最も抜本的な改革を実現してきた。そして2004年12月のブリュッセル欧州理事会は、トルコが加盟交渉開始のための規準を満たしたと判断し、その開始時期を2005年10月と決定した。

### 加盟交渉開始後の障害

ただしそれは、同理事会の声明文にあるように先行き未定の交渉の始まりにすぎなかった。トルコがコペンハーゲン規準達成のための改革を重ねるうちに、加盟準備協定に当初はなかった条件が新たに課されてきた。（トルコが現在承認していない）キプロス共和国を承認すること、同国に対して港湾や空港の使用を認めることなどである。前者は2005年10

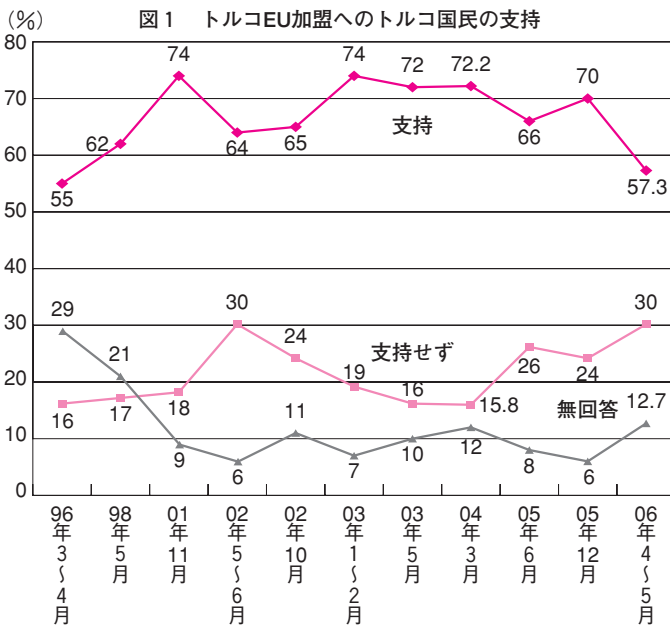
月の交渉開始の条件だったため、関税同盟議定書に新規加盟10か国の名を列挙することで妥協が図られたが、後者に対してトルコは強く反発した。

トルコは2003年以降、キプロスの南北統合を支持し、キプロスの統合を問う2004年の住民投票では（トルコ系）北キプロス住民も圧倒的に統合を賛成した。住民投票結果が否決に終わったのは（ギリシャ系）キプロス共和国住民の反対多数による。にもかかわらずEUが北キプロスへの制裁を続けていることがトルコ側の最大の不満である。

キプロス問題はトルコにとって交渉過程の大きな障害となっている。加盟交渉では政治経済に関する（新規加盟国としては最多の）35の条項（chapter）について交渉を行うが、キプロス共和国の拒否権発動などにより、加盟交渉開始から1年経っても1項目しか交渉が終わっていない。2006年12月のブリュッセル欧州理事会では加盟交渉全体が取りやめになる可能性もあったが、35条項のうち8条項の交渉を中断することで最悪の事態は回避される見込みである。

### 欧州の反トルコ世論、トルコの幻滅

欧州におけるトルコ加盟反対世論は、とくに2005年以降高まっている。EU諸国のトルコ加盟への支持はバルカン諸国候補の中で2002年は2位だったのが、2005年に最下位に転落している（Eurobarometer調査）。その理由は第1に、トルコのEU加盟が現実味を帯びてきたことで、加盟国間で不安感が広まったことである。第2に、EU憲法批准をめくり、フランスのサルコジ内相などの反対派がEU憲法をトルコのEU加盟を結びつけて否決世論をあおろうとしたことである。それに加え、2004年末以降ドイツなどがトルコを（準加盟



注)「国民投票が行われた場合、トルコEU加盟を支持しますか」との質問への回答。

出典) Ali Çakoğlu, “Turkey and the EU: A Cultural Divide?” EUJ International Conference 16-17 September 2006, Tokyo University of Foreign Studies, Tokyo より筆者作成。

国待遇を意味する) 特惠国待遇にすべきと主張したり、フランス議会下院がオスマン帝国のアルメニア虐殺を否定することを罪とする法律を2006年10月に可決したりしている。

欧州の国民と国家指導者が見せたトルコ加盟反対の態度は、トルコにおけるEU加盟の期待をしぼませ、EU加盟支持を低下させた(図1)。なぜなら、世論調査データの分析によれば、トルコ世論においてEU加盟支持を最も強く決定づけるのは、「EU加盟により期待される利益」よりも「EU加盟実現の見込み」だからである。

トルコにおける対EU世論が硬化するなか、2007年に総選挙を迎えるトルコの現政権は、EUの内政・外交上の要求に対して譲歩しづらくなった。現与党は穏健イスラーム政党である。原理主義ではなく、信仰心の強い有権者を中核支持基盤としながらも、トルコ国家原則の護持と穏健路線を主張して中道右派へ支持層を拡大することにより直近の2002年

総選挙で単独政権を樹立した。同政権は前政権からEU加盟のための改革を引き継いできたが、来る総選挙では対EU政策での「失敗」を野党から突かれることを警戒する。

そのようななか、2006年11月から12月にトルコを訪問したローマ法王ベネディクト16世からトルコのEU加盟を支持すると言質を取ったことは現政権およびトルコにとって大きな成果である。同法王にとって初のイスラーム訪問の狙いの一つは、9月にイスラームを争いの宗教とする引用を行ったことによるイスラームたちの怒りを静めることであるにせよ、トルコが文明間の対話で大きな役割を果たしうることを改めて認識させた。さらに、法王が就任2年前に行ったトルコEU加盟反対の発言が欧州の反トルコ世論の高まりを助長したことを考慮すると、今回の法王発言は無視できない重みを持つ。